

岡山県大規模集客施設協力金（第4期）のよくある質問

<協力金について>

問1 大規模集客施設協力金とは何か。

（答）岡山県のまん延防止等重点措置への移行に伴い、多数の者が利用する施設で建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設については、引き続き時短営業等を要請します。これに応じていただいた施設に協力金を支給するものです。

※詳しくは要請内容資料をご覧ください。

問2 これまでの協力金との違いは何か。

（答）入場者の整理等の実施や業種別ガイドラインの遵守のほか、午前5時から午後8時までの時短営業の要請はこれまでと同様ですが、措置区域が次の17市町となっています。

措置区域：岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、矢掛町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町

なお、第1期とは異なり、床面積の合計が10,000㎡を超える大規模集客施設等に対し、土日祝日の休業は要請していません。時短営業の要請に協力いただいた措置区域の対象施設に対して協力金の支給を行います。

また、今回は小規模（床面積の合計が1,000㎡以下）の飲食店営業許可のないカラオケ店については、協力金の支給対象外となっています（緊急事態措置ではないため）。

<申請について>

問3 協力金の申請期間、申請方法はどうか。

（答）申請の受付開始は、要請期間終了後の10月上旬を想定しています。（ただし、要請期間延長等の場合は、受付期間を変更する場合があります。）

申請書類等の詳細は準備が整い次第、ホームページ等で公表予定です。申請は、電子申請（準備中のため別途HPでお知らせ）又は郵送で受付します。

問4 テナント施設だが、入居している大規模施設が要請に応じていない場合でも、協力金の対象となるか。

(答) テナント施設が協力金の対象となるためには、入居している大規模施設が要請の対象であり、かつ、その要請に応じている場合となります。

問5 運営する複数の施設で時短営業を行った場合、申請は施設ごとに行う必要があるのか。

(答) 複数施設を運営する場合でも、施設ごとでなく、運営者がまとめて申請していただきます。

<申請主体について>

問6 対象地域外に本社がある企業は協力金の対象となるのか。

(答) 要件を満たせば対象となります。事業者の本社所在地は支給要件に含まれていません。

問7 大企業も協力金の対象となるのか。

(答) 要件を満たせば対象となります。事業者の規模は給付要件に含まれていません。

問8 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、宗教法人は、協力金の対象となるのか。

(答) 営利目的で運営される施設であれば対象となりますが、団体の活動としてのみ使用するなど、営利目的ではない場合は協力金の対象となりません。

問9 第4期から新たに県の要請に協力する場合でも、協力金の支給対象となるのか。

(答) やむを得ず第3期以前の要請に協力しただけなかった施設について、9月13日（月）から新たに県の要請に協力いただける場合、支給要件を満たせば対象となります。前回の要請に協力していることは支給要件に含まれていません。

<期間について>

問 10 全期間について時短要請への協力が必要なのか。要請期間中、協力できない日があった場合はどうなるのか。

(答) 協力金の支給には、要請期間中（9月13日（月）から9月30日（木））すべての期間で要請に応じていただく必要があります。途中で要請への協力を止めた場合は、協力金は支給されません。今回の第4期は、猶予期間を設けていませんので、9月13日（月）からの開始に御協力ください。

<対象施設について>

問 11 協力金支給対象施設はどういったものか。

(答) 措置区域内における建物の床面積の合計が1,000㎡を超える大規模施設及び同施設内のテナント等が対象です。
施設の例は要請内容資料を参照してください。

問 12 協力金支給の対象とならない施設はどういったものか。

(答) ・施設全体の床面積の合計が1,000㎡以下の施設
・生活必需品販売を行う施設（食料品、医薬品、衣料品等）
・措置区域以外の施設
・飲食店営業許可を受けて営業する飲食店等（飲食店等に係る「岡山県時短要請協力金（第7期）（*1）」の支給対象となっている施設に限る。）
*1 詳細は「岡山県時短要請協力金（第7期）」のページを参照してください。

問 13 旅館を経営しており、宴会場で宿泊客向けに酒類を提供しているが、どうすればいいのか。

(答) ホテル、旅館においては、宴会場など集会の用に供する部分は、「店舗での飲酒につながる酒類の提供の自粛」を働きかけています。

つきましては、宿泊客への酒類の提供は、宿泊される部屋において、行ってください。

なお、宴会場など集会の用に供する部分及びその機能に必要な部分（*1）の床面積の合計が1,000㎡超である施設が、要請に応じて通常の営業時間が午前5時から午後8時を超えている場合に、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮したときは、協力金の支給対象となります。

*1 ロビー、移動通路、フロント等の事務スペース等のほか、宴会場などに専属の控室・調理場等を指します。客室や大浴場等は含まれません。

問 14 対象施設を複数有している場合は、複数施設全てに支給されるのか。

(答) 複数施設全てが対象となります。

<時短の態様について>

問 15 通常、午後7時まで営業している店舗が午後6時までの時短営業又は休業をした場合は、協力金の対象となるのか。

(答) 通常、午後8時を超えて営業していない店舗は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象とはなりません。

問 16 要請期間中に定休日が含まれるが、協力金の支給対象となるのか。

(答) 従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、今回の営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。

問 17 時短営業せずに休業した場合も協力金の対象となるのか。

(答) 通常の営業時間が午前5時から午後8時を超えている場合、時短要請の対象となる店舗(※)が、時短営業ではなく感染拡大防止の観点から休業した場合も協力金の対象となります。

ただし、その場合でも、協力金は時短部分のみの計算です。

※床面積1,000㎡超の集客施設等及びイベント関連施設等。詳しくは要請内容資料をご覧ください。

問 18 午後8時までの時短営業とは、具体的にどういった状態か。どう対応したらいいのか。

(答) 時短営業とは、午後8時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時に閉店できるよう早めに退店をご案内するなどの対応をお願いします。また、酒類の提供を行っている場合、酒類の提供は終日行わない(利用者による酒類の店内持ち込みもさせない)必要があります。

問 19 午後8時の営業終了後、従業員が事務作業を行うことは問題ないか。

(答) 従業員の事務作業については、営業行為には当たらないので問題ありません。ただし、営業中と誤解されないよう配慮をお願いします。

問 20 要請対象となる施設を複数運営している。施設Aは要請期間の全期間で営業時間の短縮を行ったが、施設Bはやむを得ず営業時間の短縮に協力できなかった。この場合、協力金はどう支給されるのか。全店舗で要請に協力しないと受け取れないのか

(答) 感染拡大防止の観点から可能な限り全施設における時短営業へのご協力をお願いします。しかし、やむを得ず協力していただけなかった施設がある場合には、対象施設ごとに、全期間営業時間の短縮要請に応じていただいたかどうかで判断します。この例の場合は施設Aのみ支給対象となります。

問 21 業種別ガイドラインとは何か。どこで確認できるのか。

(答) 自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。ガイドラインの一覧は、内閣官房のHPをご覧ください。

問 22 時短営業を知らせる「貼り紙」の様式が県ホームページに掲載されているが、必ずこの様式を使用しなければならないのか

(答) 以下の必要事項が見やすく記載されていれば、ご自身で作成されたものでも構いません。(パソコンで作成でも手書きでも可。)

[記載必要事項]

- ・ 県からの要請に応じて時短営業を行っている旨
- ・ 実施期間 (=要請期間)
- ・ 要請期間中の営業時間 (閉店時間が20時までであることを明記)
- ・ 通常の場合の営業時間 (=時短営業を行う前の営業時間)
- ・ 施設名 (必要に応じてテナント名)

問 23 協力金は課税の対象となるのか。

(答) 税務署から協力金は課税の対象になると聞いています。詳細については税務署にご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、国や地方公共団体から支給される給付金、助成金などは、支援の対象者や目的などにより、課税対象となるかが異なります。詳しくは、国税庁ホームページ掲載の「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をご確認ください。

問 24 協力金が支給された店舗は公表するのか。

(答) 協力金の支給完了後に、ホームページに店舗の屋号等を公表いたします。

問 25 第 1 期以降の協力金を申請しているが、今回第 4 期の協力金を申請する際にも同じ書類を提出させるのか。

(答) 申請手続きは、各期で別々に行っていただく必要がありますので、申請書については改めて提出いただくこととなりますが、過去にご提出いただいた添付書類の省略等、できるだけ申請に係る負担を軽減できるように検討いたします。

<その他>

問 26 国の月次支援金と併給は可能か。

(答) 国の月次支援金を申請予定の事業者は、県の時短要請協力金（大規模集客施設協力金を含む。）を受給した場合、国の月次支援金の申請ができない場合がございます。詳細については、月次支援金事務局相談窓口（0120-211-240）にお問い合わせください。

問 27 飲食店と取引がある事業者向けの支援金はないのか。

(答) 国の月次支援金は、新型コロナウイルス感染拡大による外出機会の減少の影響を受けた事業者向け支援であり、おしぼり販売業や酒造業等、飲食店と取引がある事業者等も対象となり得ます。給付要件等、詳細はホームページをご確認ください。

※国の月次支援金事務局相談窓口：0120-211-240